

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

Vol. 85 「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針（案）」について

企業会計基準委員会（以下、ASBJ）は5月26日、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針（案）」（企業会計基準適用指針公開草案第54号。以下、指針）を公表しました。

従来の「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」（監査委員会報告第66号）における企業の分類に応じた取扱いを撤廃する場合には実務への影響が大きいと考えられることから、指針では企業の5分類に応じて繰延税金資産の計上額を見積る枠組みを基本的に踏襲した上で、主に見積可能期間が硬直的に運用されないような、以下の(2)~(4)の見直しが実施されています。

<主な改正点>

(1) 監査委員会報告第66号では、(分類2)及び(分類3)について、「経常的な利益（損益）」という会計上の利益に基づく要件としていたのに対し、指針では、「臨時的な原因により生じたものを除いた課税所得」に基づく要件に変更（指針第19項及び第22項）。

(2) (分類2)に該当する企業においては、スケジューリング不能な将来減算一時差異のうち、税務上の損金算入時期が個別に特定できないが将来のいずれかの時点で損金算入される可能性が高いと見込まれるものについて、当該将来のいずれかの時点で回収できることを合理的に説明できる場合、当該スケジューリング不能な将来減算一時差異に係る繰延税金資産は回収可能性があるものとする（指針第21項）。

(3) (分類3)に該当する企業においては、5年を超える見積可能期間においてスケジューリングされた一時差異等に係る繰延税金資産が回収可能であることを合理的に説明できる場合、当該繰延税金資産は回収可能性があるものとする（指針第23項及び第24項）。

(4) (分類4) の要件を満たす企業においては、将来において 5 年超にわたり一時差異等加減算前課税所得が安定的に生じることが合理的に説明できるときは (分類2) に該当するものとして取り扱う (指針第 28 項)。

(5) (分類4) の要件を満たす企業においては、将来においておおむね 3 年から 5 年程度は一時差異等加減算前課税所得が生じることが合理的に説明できるときは (分類3) に該当するものとして取り扱う (指針第 29 項)。

<適用時期等 (指針第 49 項) >

指針は、平成 28 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度 (3 月決算の場合、平成 29 年 3 月期) の期首から適用されます。ただし、平成 28 年 3 月 31 日以後終了する連結会計年度及び事業年度 (3 月決算の場合、平成 28 年 3 月期) の年度末に係る連結財務諸表及び個別財務諸表から早期適用できます。

適用初年度においては、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として取扱い、影響額を適用初年度の期首の利益剰余金に加減することが定められています。